令和８年度
第１回ごみ減量等推進委員会議



令和７年度の「ごみの行方」見学ツアーの様子
（リサイクルセンター「えこぱーく」）

光市　環境事業課

次　　第

1　連合自治会長あいさつ

2　光市環境事業課長あいさつ

3　議　題

（1）ごみ減量等推進委員の役割について

（2）光市のごみ処理状況について

（3）ごみの分別について

（4）生ごみの水切りについて

（5）令和８年度の主な施策について

（6）第３次光市一般廃棄物処理基本計画の策定について
　　（ごみ減量・リサイクル等に関するアンケート調査）

4　質疑・意見交換

5　その他

議題１　ごみ減量等推進委員の役割について

１　ごみ減量等推進委員とは

市が行っている家庭ごみの収集に対する、地域住民の皆様の意見や要望を市に伝えるなど、市との連絡や調整等（パイプ役）を主な責務とし、また、各地域に設置してある、ごみステーション（ごみ置場）の清潔保持や、ごみの分け方・出し方などの指導を行います。

～廃棄物の処理及び清掃に関する法律～

（廃棄物減量等推進員）

第五条の八　市町村は、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の適正な処理に熱意と識見を有する者のうちから、廃棄物減量等推進員を委嘱することができる。

２　廃棄物減量等推進員は、一般廃棄物の減量のための市町村の施策への協力、その他の活動を行う。

２　委員の役割とは

（１）家庭ごみに関する意見や要望など、市との連絡や調整等
（２）市主催の会議への出席
（３）ごみの分け方・出し方について、自治会や町内会での指導
（４）地区のごみ置場の清掃保持の対応（違反ごみの指導や通報、処理依頼等）

３　選出委員数

各自治会単位で原則１名（複数でも可）

４　任期

令和８年４月から令和９年３月までの１年間

※ごみ置場についてのお願い

・複数の種類のごみ出し日は、できるだけごみを種類ごとに分けて置くなど整理整頓をお願いします。
・**ごみ置場の施錠は、ごみが収集されていることを確認した後にお願いします。**
※可燃粗大ごみ、古紙・古布類及び不燃ごみは、種類ごとに異なる収集車で回収しますので、回収時間が異なります。
・可燃ごみや容器・包装用プラスチック類は、カラスなどがごみを散乱させることがありますので、ボックスなどが設置されていない置場では、ネットなどで対策をお願いします。
・違反シールが貼られているごみについては、その集積所を利用されている皆様に回覧をしていただき、排出者が分からない場合は、回覧物を環境事業課に持参し、申請書に御記入いただければ、個別で回収に伺います。

※間違って排出している方への周知が必要です。

議題２　光市のごみの処理状況について

１　ごみの排出量

区　分	令和５年度	令和６年度	令和７年度 （速報値）
焼却処分するごみ	12,850ｔ	12,175ｔ	11,903ｔ
再資源化するごみ	2,888ｔ	2,639ｔ	2,511ｔ
埋立処分するごみ	463ｔ	486ｔ	434ｔ
合　計	16,201ｔ	15,300ｔ	14,848ｔ

２　ごみの処理経費

歳出

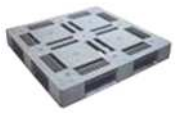
	令和５年度	令和６年度	令和７年度 （見込）
ごみ処理経費（A）	962,141,369円	1,026,605,544円	1,100,935,594円
光市人口（B） 各年度９月末日の人口	49,005人 （23,552世帯）	48,190人 （23,461世帯）	47,311人 （23,338世帯）
市民一人当たりの 年間ごみ処理経費 （A）÷（B）	19,634円 （40,852円/世帯）	21,303円 （43,758円/世帯）	23,270円 （47,174円/世帯）

歳入

	令和５年度	令和６年度	令和７年度 （見込）
指定ごみ袋販売代金	42,595,000円	42,572,000円	41,952,000円
古紙類売却代金	3,159,029円	2,904,744円	2,696,608円
粗大ごみ等収集手数料	1,641,400円	1,599,100円	1,615,200円
計	47,395,429円	47,075,844円	46,263,808円

議題３　ごみの分別について

「容器・包装用プラスチック類」と「その他プラスチック類」との違い

	容器包装用プラスチック類 （黄色の指定袋）	その他プラスチック類 （青色の指定袋）
対象	・**プラマークが表示されているもの** ・商品が入っていた容器や商品を包んでいたものでプラスチックやビニール製のもの ・中身を出したり、使い切ると不要（ごみ）になるもの 《例》  お菓子等の袋  弁当ガラ  ボトル容器	・プラスチックやビニール製の商品や製品そのもの**（原則プラマークはない）** ・それ自体を使用することなどを目的に購入したもの 《例》  バケツ・洗面器  プラ製食器等  ＣＤ／ＤＶＤ
処理経費	分別の適正率に応じて日本容器包装リサイクル協会から拠出金が入る	処理経費は全て光市が負担する
リサイクルの内容	リサイクル製品…パレットや公園などの擬木・ベンチ、建築・農業用資材など  パレット  擬木	リサイクル製品（同左）と熱回収（サーマルリサイクル）

どうしても汚れが落ちない「容器・包装用プラスチック類」について

平成 29 年 7 月 1 日より（プラマーク）があるものでも、どうしても汚れが落ちない容器・包装用プラスチック類は、**可燃ごみ**で出すことができるようになりました。

例えば…


ラップ類

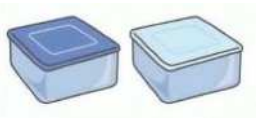
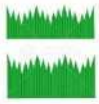
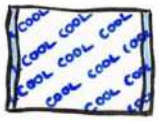

調味料の小袋



レトルトパック

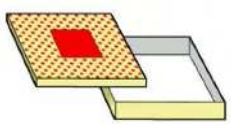

チューブ類

容器・包装用プラスチック類（黄色の指定袋）に混入している異物の例

異物の例	正しい分別
 歯ブラシ　 ストロー　 プラスプーン　 ペン（プラ製）  ＣＤ等のプラケース　 ビニールひも　 ビニール手袋  洗剤計量スプーン　 フリーザーバッグ　 タッパー　 バラン	その他プラスチック類 （青色の指定袋）
 カップ麺などの紙製容器　 靴	可燃ごみ （半透明白色の指定袋）
 カミソリ　 アルミ箔　 洗濯バサミ	金属類 （緑色の指定袋）
 ライター　 ビデオテープ カセットテープ　 乾電池	有害ごみ （袋の指定はありません。中身が見える袋に、品目ごとに入れて出してください。）
 乾燥剤　 保冷剤　 ゴム手袋	陶磁器・ガラス・ゴム類 （赤色の指定袋）
 二重包装のもの（二重袋） （例：レジ袋の中に弁当ガラを入れる）	中身が適正なものであっても異物となります。袋から中身を全て取り出してください。

リサイクルできる紙とできない紙

雑がみとは…新聞、雑誌、ダンボール、紙パック以外のリサイクルできる紙です。


紙箱


紙袋


包装紙



ノート


メモ紙・プリント


封筒



カレンダー
（紙部分のみ）


ティッシュの箱


ラップの芯

など

●雑がみの排出方法

雑がみに金属やプラスチック、フィルムなど紙以外のものが付着しているものは、その部分を取り除いてください。ただし、ホッチキスの針はついたままでも出すことができます。

排出方法
３種類


ひもで束ねる



紙袋に入れる


段ボールに入れる

リサイクルできない紙（「可燃ごみ」で出すもの）


汚れた紙
（紙ぐずやおむつなど）



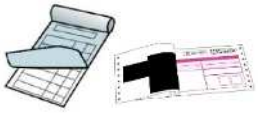
防水加工紙
（紙コップ、紙皿、カップ麺など）


アルミ（ビニール）
コーティングされた紙



臭いのついた紙
（洗剤の箱など）


感熱紙
（レシートなど）


裏カーボン紙・
ノーカーボン紙


写真



シール


シュレッダー
にかけたごみ


個人情報が記載されたもの　など

議題４　生ごみの水切りについて

家庭から排出される生ごみの約７０％は水分です。

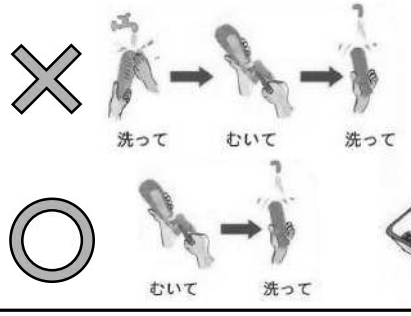


水分が多いと、悪臭や腐敗の原因となり、さらには焼却施設の燃焼効率が下がり、ＣＯ２の排出量が増え環境への負担が大きくなります。

水分を減らす工夫をしよう

濡らさない！

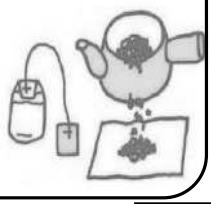
野菜や果物などは、皮をむいてから洗い、いらない皮などは食品トレイ等にのせ、濡らさないようにしましょう。





乾かす！

お茶がらやティーバッグは、水気をしぼり、乾かしてから出しましょう。



絞る！

たまった水分を「ぎゅっと」しぼってから出しましょう。

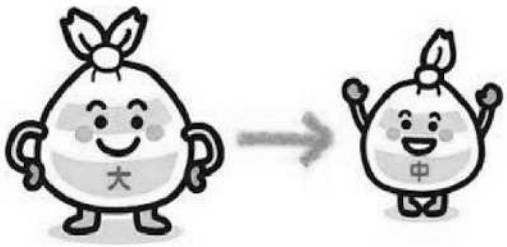


水切りすると

嫌なにおいが減る！

ごみが軽くなって**ごみ出しがラク！**

焼却効率が良くなり、**環境の悪化を防げる！**





家庭でできる **生ごみの水切りなど、減量** にご協力ください。

食品は、買いすぎない、作りすぎない、食べ残さないを意識しましょう。

議題５　令和８年度の主な施策について

１　ごみ分別アプリ

スマートフォン等で利用可能な「ごみ分別アプリ」は、ごみ出し日やごみの分別を手軽に調べることができるものです。令和８年３月末現在で、23,217 件のダウンロードがあります。スマートフォンやタブレットをお持ちの方は、ＱＲコードから無料でダウンロードできます。







令和４年度から、ごみ分別アプリ内に、ゴミの分別やリサイクルに役立つ情報を紹介するページ「知っ得お助けページ」も作成していますのでぜひご活用ください。



また、令和２年度に外国語版ごみ分別事典（概要版）【英語、中国語（繁体、簡体）、韓国語、インドネシア語、ベトナム語】を作成し、ごみ分別アプリから閲覧することが可能となっていますので、ごみの出し方や分別でお困りの外国人の方がおられましたら、ごみ分別アプリを紹介してください。

右記ＱＲコードから
ご覧いただけます

Android 版

iOS 版

２　ごみの発生抑制・再使用の促進

★リユースネットひかり　＆　リユースキッズひかり

不用品・遊休品の再利用を推進し、ごみの減量化を図るため、「譲りたいもの」（ご家庭で不用となった、使用可能な生活用品）と「譲ってほしいもの」の情報交換の場を提供する「リユースネットひかり」並びに子ども用品に特化した「リユースキッズひかり」事業を行っています。

＜登録できるもの＞

・家庭で不用になったもの

※ただし、医薬品、貴金属、骨董品、金券類、動物、自動車などは不可

・無償又は有償（１万円以下）

＜登録された品物の例＞



まだまだ使える遊休品がございましたら積極的にご利用ください！

リユースの取組は市内の民間企業などでも行っています

★２ｎｄ　ＳＴＲＥＥＴ光店（浅江５丁目）　状態の良いものの買い取り・販売
★ジモティースポット 光店（光井９丁目）　まだ使える不用品のリユース
★フリーマーケット　・普賢寺今昔市（普賢寺境内：室積８丁目）

など

3　粗大ごみ等の「ふれあい訪問収集」

ごみ置場への搬出や、分解が困難なごみの出張個別収集を有料で実施しています。なお、１日に対応できる件数には限りがあり、収集日がご希望に添えない場合もありますので、ご利用の方はお早めにご予約ください。

収集手数料	・大きさや分解・破砕が必要かどうかにより １点につき 300 円、500 円、1,000 円の手数料がかかります。 ・収集は、１回につき５点までです。 ・手数料は、収集にお伺いした際にお支払いください。
収 集 方 法	・**水曜日の午前中（時間指定はできません）**に申請者の立会いのもと、収集を行います。 ・収集の際は、原則、**玄関先や掃出し等、収集のしやすい場所まで出してください。**
申込み方法	・電話または環境事業課の窓口でお申し込みください。

4　出前講座

市では、自治会や各種団体を対象として、ごみの分別や出し方、食品ロスの削減などについて紹介する、出前講座を実施しています。お申し込みに応じて職員が集会などに伺い、わかりやすく説明しますので、ぜひご活用ください。

5　「ごみの行方」見学ツアー

排出されたごみが施設でどのように処理されているのかを知り、ごみ問題に対する意識を高めるとともに、広く環境問題を複合的な視点で考察できる「ごみの行方」見学ツアーを実施しています。

・対象　　自治会、老人クラブ、子ども会など
・内容　　マイクロバスで、下記のご希望の施設をご案内します。（市職員が運転及び添乗）
　　※平日午後を基本として、昼食対応はしない。
・人数　　１５人程度から２６人以下
・費用　　無料

コース		見学施設
半日コース	A	リサイクルセンター「えこぱーく」、恋路クリーンセンター
	B	リサイクルセンター「えこぱーく」
	C	恋路クリーンセンター

補助制度および支援制度

制　度	対　象	内　容	備　考
可燃物収納容器購入補助制度	市が指定したステンレス収納容器を３世帯以上で購入する市民	補助額：購入費の３割 （限度額：15,000 円）	申請書・請求書・見積書（写）・領収書（写）が必要です。
不燃物置場施設整備補助制度	不燃物置場の整備を行う自治会など	補助額：施設整備費用の３割 （限度額：100,000 円）	申請書・請求書・見積書（写）・領収書（写）・着工前後の写真が必要です。 **<u>※必ず事前にご相談ください。</u>**
	不燃物置場の表示板の設置を行う自治会など	補助額：表示板設置費用の５割 （限度額：50,000 円）	
家庭用生ごみ処理機等購入費補助制度	家庭で使用するため家庭用生ごみ処理機を市内の販売店で購入した市民 ※１世帯１基に限る。	補助額：購入費用の５割 （限度額：電動式 20,000 円、コンポスト 2,000 円）	申請書・請求書・見積書（写）・領収書（写）が必要です。
資源回収奨励金交付制度	資源回収団体 ※事前に登録が必要です。	補助額：回収量１kgあたり２円（但し、雑がみ類については１kgあたり５円） ※びん類は種類別にkg換算	申請書・請求書・計量伝票（写）が必要です。
資源回収活動および環境美化活動への車両貸出制度	資源回収登録団体および市内で環境美化活動を実施する団体	貸出料：無料 ※燃料費は自己負担	※２週間前までに申請が必要です。 ※貸出日は土曜日・日曜日・祝日に限ります。
ボランティア清掃の支援	ボランティアで公共用地等の清掃活動を実施する団体又は個人	支援内容：ごみ袋の配布および清掃後のごみの回収	※事前に申請が必要です。
側溝清掃による土砂の回収制度	側溝の清掃を実施する自治会など	回収料：無料	※事前に申請が必要です。
側溝清掃作業用溝蓋上げ機貸出制度	側溝の清掃を実施する自治会など	貸出料：無料	※事前に申請が必要です。
不用品交換システム	光市民	①リユースネットひかり ②リユースキッズひかり ③フリマネットひかり	リユースネット（キッズ）の情報は市広報や市ホームページに掲載しています。
粗大ごみ等の「ふれあい訪問収集」	光市民	ごみ集積場への排出や、分解が困難なごみの出張分別収集 手数料：大きさ等により１点 300 円～1,000 円（１回５点まで）	

議題６　第３次光市一般廃棄物処理基本計画の策定について
（ごみ減量・リサイクル等に関するアンケート調査）

１　光市一般廃棄物処理基本計画とは

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第６条において、「市町村は、当該市町村の区域内の処理に関する計画（「一般廃棄物処理基本計画」という。）を定めなければならない。」とされており、本計画は、持続可能な循環型社会の構築を図るため、長期的・総合的な視点から、ごみの減量化や適正なごみ処理及び生活排水処理を行うための基本事項を定めることを目的とします。

２　市民アンケート調査の実施について

計画の策定にあたっては、市民アンケートを実施し、集計結果から市民のごみ減量やリサイクル等に関する意識や取組状況等を把握し、今後の事業を進めていくための参考とさせていただきます。

今回の計画では、ごみ処理に関する一般的な参加状況・満足度・重要度・意識等については、企画調整課が実施する「光市まちづくり市民アンケート」を活用することとし、ごみの分別や出し方等について、地域住民の意見や地区の実情を把握している者に確認したい項目については、ごみの収集・分別の現場に携わっている「光市ごみ減量等推進委員」の皆様を対象に、アンケートを実施させていただきます。ご理解・ご協力のほど、よろしくお願いいたします。